

展開科目の履修について（私法系）

法律学科では、2年次以降、履修登録可能な展開科目数が一挙に増加します。なかでも私法系科目は、科目数だけでなく、領域のひろがり（民法、商法・経済法、民事訴訟法（民事手続法）、労働法・社会保障法、知的財産法、国際私法）も大きくなり、どのような順序で履修していけば良いか戸惑う学生も少なくありません。

以下では、私法系科目相互の関係性のうち、特に注意すべきポイントを整理しています。履修計画を立てる際に、ぜひ参考にしてください。

*法曹養成プログラム（2019年度以降生対象）の履修例については、「法曹養成プログラムの履修例」

（https://law.doshisha.ac.jp/attach/page/LAW-PAGE-JA-231/164007/file/HosoP_Risyu.pdf）を参照してください。

1. 民法科目の相互関係と、履修上の注意点

今年度、2年次生が履修可能な民法の展開科目は、次のとおりです（下段は1年次にも履修可能だった科目）：

春学期	秋学期
民法Ⅰb（総則②） 民法Ⅲa（債権総論①） 民法Ⅲb（契約） 民法Ⅳb（債権総論②） 民法Ⅵb（相続）	民法Ⅳa（担保物権） 民法Ⅴ（不法行為） 民法Ⅵa（親族）
民法Ⅱ（物権）	民法Ⅰa（総則①） 民法Ⅱ（物権）

● **いくつかの科目は、別の科目を理解する前提となる内容を扱っています。**

- ・民法Ⅰa（総則①）は、民法Ⅰb（総則②）の前提となる内容を扱います。
- ・民法Ⅲa（債権総論①）は、民法Ⅳb（債権総論②）の前提となる内容を扱います。
- ・民法Ⅰa（総則①）や民法Ⅲa（債権総論①）は、民法Ⅲb（契約）の前提となる内容を扱います。

したがって、それぞれ後者の科目を履修する場合には、それよりも前に（少なくとも同時に）、前者の科目を履修することを強く推奨します。

● **民法科目は、いくつかのまとまりに分けることができます。**

- ・契約取引に関する科目 …… 民法Ⅰa（総則①）、民法Ⅲa（債権総論①）、民法Ⅲb（契約）
- ・金融・債権回収に関する科目 …… 民法Ⅳb（債権総論②）、民法Ⅳa（担保物権）
- ・家族関係に関する科目 …… 民法Ⅵa（親族）、民法Ⅵb（相続）

● **今年度にすべての民法科目を履修する必要はありません。**以下に、大まかな関心に即した履修順序の例を示しますので、参考にしてください。

<財産法を先に履修したい人の場合>

春学期	秋学期	3年次以降
民法Ⅰb（総則②） 民法Ⅲa（債権総論①） 民法Ⅲb（契約）	民法Ⅳa（担保物権） 民法Ⅴ（不法行為）	民法Ⅳb（債権総論②） 民法Ⅵa（親族） 民法Ⅵb（相続）

<家族法を先に履修したい人の場合>

春学期	秋学期	3 年次以降
民法Ⅰb (総則②) 民法Ⅲa (債権総論①) 民法Ⅵb (相続)	民法Ⅴ (不法行為) 民法Ⅵa (親族)	民法Ⅲb (契約) 民法Ⅳa (担保物権) 民法Ⅳb (債権総論②)

2. 民法以外の私法系展開科目の履修についてのアドバイス

以下に、事前または同時の履修もしくは自習が必要とされる科目、その他履修上のアドバイスを掲げます。

(1) 商法・経済法

民法科目を先に履修しなければ支障があるということは特にありません。

ただし、私法系科目を中心に勉強しようとする学生が、商法総則・商行為法Ⅰ・Ⅱ、保険法、手形法を履修するときは、先に民法Ⅰa (総則①)、民法Ⅰb (総則②) を履修しておくことを勧めます。

商法総則・商行為法Ⅰ・Ⅱ： どちらを先に履修してもよく、いずれかのみ履修でも支障ありません。

会社法Ⅰ： 3年次で履修する場合は、会社法Ⅱ・Ⅲをこれと同時に履修することで支障ありません。

会社法Ⅱ・Ⅲ： どちらを先に履修してもよく、いずれかのみ履修でも支障ありません。

経済法Ⅰ・Ⅱ： ⅠからⅡの順の履修が望ましいが必須ではなく、いずれかのみ履修でも支障ありません。

(2) 民事訴訟法 (民事手続法)

民法科目を先に履修しなければ学習に支障があるということは必ずしもないのですが、各種民法科目などを履修しておけば、以下の科目の理解が一層深まります。

民事訴訟法： 1年次春学期の民法概論で民法の全体像をつかみ、かつ、1年次秋学期の民事手続法概論で、広い意味での民事訴訟法、つまり以下の科目を含めた民事手続法の全体像を把握しておくことをお勧めします。

ADR 仲裁法： 民事訴訟法 (そこで掲げた民法科目を含む)

民事執行・保全法： 民事訴訟法 (そこで掲げた民法科目を含む) に加えて、民法Ⅳa (担保物権)

倒産処理法Ⅰ・Ⅱ： 民事訴訟法、民事執行・保全法 (そこで掲げた民法科目を含む)

(3) 労働法・社会保障法

労働法の科目を履修するにあたり、私法科目としては、1年次春学期の民法概論を履修し、民法の全体像を理解できていれば、大きな支障はありません。また、社会保障法の科目を履修するにあたっては、1年次春学期の民法概論と2年次春学期の行政法概論を履修し、民法および行政法の全体像を理解できていれば、大きな支障はありません。併せて履修することが望ましい民法の展開科目は、以下の通りです。

雇用関係法Ⅰ・Ⅱ： 民法Ⅰa (総則①)、民法Ⅲa (債権総論①)、民法Ⅴ (不法行為)

労使関係法： 民法Ⅰa (総則①)、民法Ⅲa (債権総論①)、民法Ⅴ (不法行為)

社会保障法Ⅰ・Ⅱ： 民法Ⅴ (不法行為)、民法Ⅳa (親族)

(4) 知的財産法

知的財産法 (A・B・C)* の履修にあたっては、1年次春学期の民法概論を履修していれば、大きな支障はありません。併せて履修することが望ましい民法の展開科目は、以下の通りです。

民法Ⅰa (総則①)、民法Ⅰb (総則②)、民法Ⅱ (物権)、民法Ⅴ (不法行為)

*2020年度以降生の科目名。2019年度以前生の科目名は知的財産法A・B

(5) 国際私法

国際財産法、国際取引法、国際家族法： 1年次春学期の民法概論で民法の全体像をひと通り眺められていれば、特に大きな支障はありません。

国際民事手続法： 1年次秋学期の民事手続法概論で民事手続法の全体像をひと通り眺められていれば、特に大きな支障はありません。